

# 令和3年度 岐阜県クラブ会議

期日：令和3年8月28日（土）  
オンライン開催

## 1) 開 会

あいさつ

ぎふ広域スポーツセンター長 大川 敦  
(岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課長)

## 2) 全国統一の登録・認証制度について

### 3) 中学校部活動の事例発表

- ・三輪中学校（岐阜市） × みわスポーツクラブ
- ・竹鼻中学校（羽島市） × はしまなごみスポーツクラブ
- ・板取川中学校（関市） × NPO 法人キウイスportsクラブ
- ・白川中学校（白川町） × （一社）スポーツリンク白川
- ・第二中学校（中津川市） × （特非）Viva 中津川
- ・付知中学校（中津川市） × 認定 NPO 法人つけちスポーツクラブ
- ・萩原南・北中学校（下呂市） × NPO 法人萩原スポーツクラブ

## 4) 閉 会

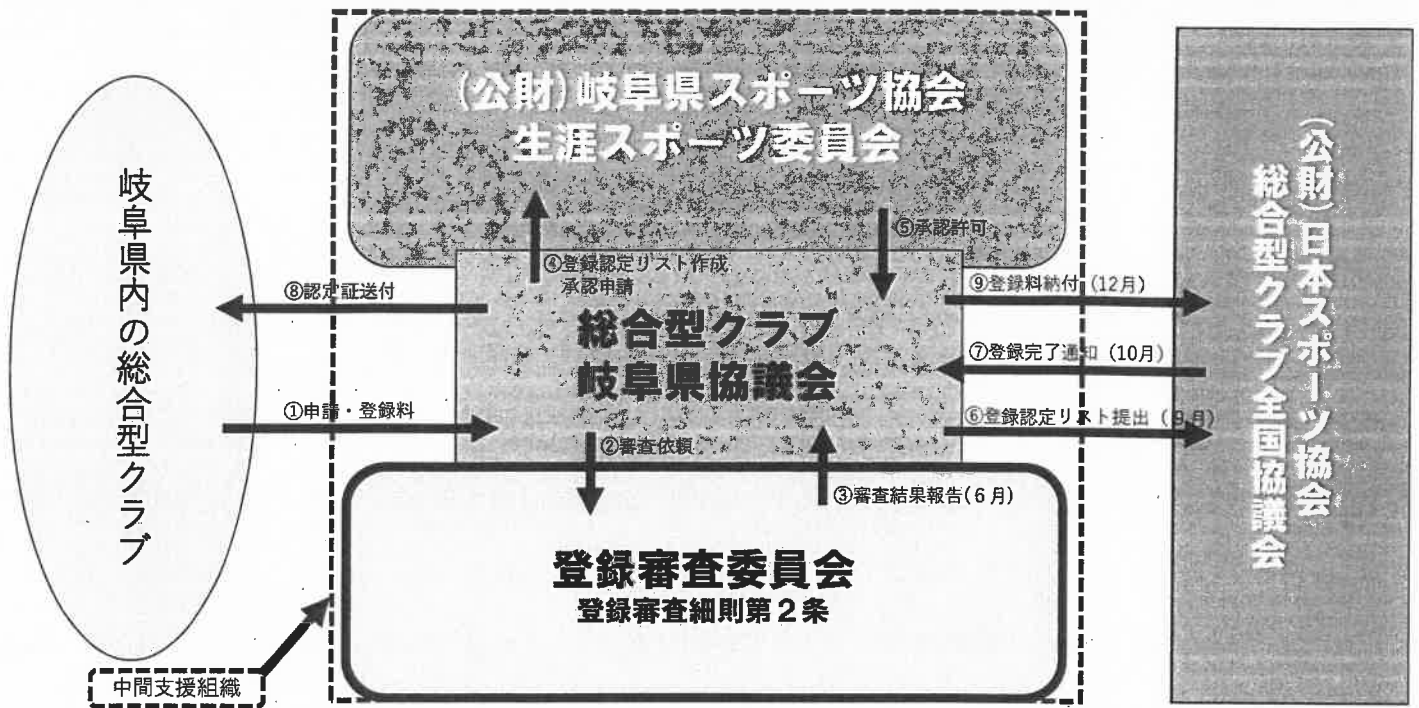
あいさつ

岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課課長補佐 水谷 貴郎

# 令和3年度 岐阜県クラブ会議 参加者名簿

区分	地区	No.	所属(クラブ・市町村部局)名	出席者① 役職・氏名		出席者② 役職・氏名	
岐阜	岐阜	1	長森・日野スポーツクラブ	理事長	澤田 照美		
		2	精華スポーツクラブ	理事長	名和 弘八		
		3	みわスポーツクラブ	理事長	笠井 佐利		
		4	やないづスポーツクラブ	副会長	安田 正一		
		5	かかみのスポーツクラブ	代表	小栗 守樹		
		6	はしま南部スポーツ村	会長	渡辺 修	理事長	岩田 幸弘
		7	はしまなごみスポーツクラブ	理事長	小森 博昭		
		8	NPO法人Link-upみずほ	事務局長兼クラブマネジャー	小森 姿磨子		
		9	(公社)ぎふ瑞穂スポーツガーデン	事務局長	古田 憲司		
		10	NPO法人Team-yamagata Sports Club	理事長兼事務局長	民谷 千寿子		
西濃	西濃	11	NPO法人FCヴィオーラ	代表	横山 常彦		
		12	スマイルクラブこん平田	理事長	浅野 弘久	クラブマネジャー	児玉 泉
		13	(一社)南濃スポーツクラブ	理事長	服部 忠久		
		14	(一社)養老スポーツクラブ	クラブマネジャー	若山 朱美		
		15	NPO法人Let'sたるい	クラブマネジャー	波賀野 里美	アシスタントマネジャー	立川 みどり
					川端 健太		
		16	(特非)ごうどスポーツクラブ	理事	河合 功	事務局長	竹中 功
		17	(特非)NPO総合体操クラブ	事務局長兼クラブマネジャー	岸田 美也子		
		18	輪之内スポーツクラブ	事務局	神野 裕崇		
		19	NPO法人キウイススポーツクラブ	副理事長	桑原 直樹	理事	林 裕之
中濃	中濃	20	上之保ほほえみスポーツクラブ	理事	後藤 浩一	理事	河合 よし子
		21	NPO法人スポーツフラッグG	理事	瀧下 正成	副理事	畑中 ちづる
		22	可児UNICスポーツクラブ	会長	長屋 良則	事務局長	佐藤 秀雄
				企画・広報担当	塚本 志保	経理担当	山本 由美子
		23	チャレンジクラブ802	事務局長	綱纈 秀行		
		24	(一社)スポーツリンク白川	理事	野尻 悟	理事兼クラブマネジャー	渡辺 靖代
		25	川辺スポーツクラブ	常任理事	可児 真由美	事務局長	土屋 文子
		26	(一社)みたけスポーツ・文化倶楽部	専務理事	水野 嘉博		
		27	坂祝スポーツクラブ	事務局	若井 健太		
		28	(特非)青空見聞塾	理事長	村雲 辰善	理事	安江 栄太郎
		マネジャー	桂川 爽希				
東濃	東濃	29	えなイースト総合スポーツクラブ	クラブマネジャー	今井 郷美		
		30	(特非)つけちスポーツクラブ	理事長	曾我 啓次	事務局長	片田 洋一郎
		31	(特非)Viva中津川	クラブマネジャー	小川 弘美		
		32	(特非)稲津スポーツ・文化クラブ	理事長	今井 収		
飛騨	飛騨	33	NPO法人萩原スポーツクラブ	クラブマネジャー	細江 隆司		
		34	(一社)飛騨シューレ	代表理事	山田 ゆかり		
行政(市町村)	行政(市町村)	35	岐阜市ぎふ魅力づくり推進部 市民スポーツ課	係長	下山 淳司		
		36	関市協働推進部 スポーツ推進課	課長補佐	八木 宗成		
		37	美濃市教育委員会 人づくり文化課	係長	川合 健介		
		38	瑞浪市教育委員会 スポーツ文化課	係長	西尾 友宏		
		39	羽島市教育委員会 スポーツ推進課	係長	中尾 聡		
		40	恵那市教育委員会 スポーツ課	主任	藤井 博史		
		41	美濃加茂市市民協働部 スポーツ振興課	課長	藤吉 紀行	課長補佐	大畑 雅也
				主任主査	岩間 正順		
		42	土岐市教育委員会 文化スポーツ課	係長	平野 公一	主任主査	林 敬佑
		43	可児市文化スポーツ部 文化スポーツ課	係長	藤井 智和	主任主査	稲垣 好二
		44	瑞穂市教育委員会 生涯学習課	課長	佐藤 雅人		
		45	飛騨市教育委員会 スポーツ振興課	主任	北條 誠		
		46	海津市教育委員会 スポーツ課	課長補佐	水谷 淳	主査	伊藤 智代
		47	羽島郡二町教育委員会 社会教育課	社会教育主事	齋藤 和行		
		48	岐南町住民部 生涯教育課	主任	笠井 一輝		
		49	笠松町教育文化部 教育文化課	副主幹	田上 智也	主事	吉田 裕
		50	垂井町教育委員会 生涯学習課	係長	片岡 聖人	主事	高木 一希
		51	関ヶ原町教育委員会 教育課	主事	清水 将周		
		52	揖斐川町教育委員会 社会教育課	課長補佐	中川 幸治		
		53	富加町教育委員会 教育課	主任	山中 将典		
		54	川辺町教育委員会 生涯学習課	主査	三品 朝永		
		55	八百津町教育委員会 教育課	主任	甲斐川 裕司		
		56	白川町教育委員会 教育課	主事	田口 凌		
		57	御嵩町教育委員会 生涯学習課	係長	小池 誠治	主事補	永治 颯汰

# 岐阜県の総合型クラブ登録・認証制度〔申請から登録の流れ〕



## 岐阜県総合型クラブの登録・認証制度 関係組織構成員

### ■総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会 (岐阜県協議会基本規定 第6条)

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 2名
- (3) 常任幹事 7名以上10名以内
- (4) 委員 登録クラブ数以内

※生涯スポーツ委員長が委嘱 (同第9条)

### ■登録審査委員会

(岐阜県協議会登録審査細則 第3条)

- (1) 岐阜県スポーツ協会 担当者
- (2) 県行政担当者
- (3) 県協議会役員

※県協議会の代表者(幹事長)が委嘱

公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会  
総合型地域スポーツクラブ登録認証制度 岐阜県版諸規程原案（案）

1. 「総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会」基本規程（案）
2. 「総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会」登録規程（案）
3. 「総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会」登録基準細則（案）
4. 「総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会」登録審査細則（案）
5. 「総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会」登録認定細則（案）
6. 「総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会」登録更新審査細則（案）

公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会  
基本規程（案）

## 第1章 総則

### 第1条（総則）

本規程は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）生涯スポーツ委員会が設置した総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会（以下「県協議会」という。）に関する基本原則を定める。

2 県協議会の略称は、ぎふ清流SCネットとする。

### 第2条（基本理念及び目的）

県協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を行うため、総合型クラブ間のネットワークを構築し、相互の連携を図ると共に、公益性の高い持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。

### 第3条（組織構成）

県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。

2 県協議会は、岐阜県内の総合型クラブのうち、本規程に従って登録した総合型クラブをもって構成する。

## 第2章 事業

### 第4条（事業）

県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの情報交換と交流
- (2) 総合型クラブの活動支援
- (3) 総合型クラブの財源確保に対する支援
- (4) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- (5) 総合型クラブ育成に関する調査研究
- (6) 総合型クラブの顕彰に関する研究
- (7) 地区協議会並びに県スポ協加盟団体等との連携
- (8) その他目的達成に必要な事業

## 第3章 登録

### 第5条（登録）

県協議会への加入は、登録をもって行う。

2 登録に関しては、別に定める。

## 第4章 役員

### 第6条（種類及び定数）

県協議会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 2名
- (3) 常任幹事 7名以上10名以内
- (4) 委員 第5条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）

### 第7条（委員の選出）

委員は、登録クラブが、その役職員の中から1名を選出する。

### 第8条（常任幹事の委嘱）

常任幹事は、地区区分（岐阜、西濃、中濃、可茂、東濃、飛騨の6地区）ごとに委員の中から1名を互選し県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を得て、県スポ協生涯スポーツ委員長が委嘱する。

- 2 前項のほか、県スポ協生涯スポーツ委員長は生涯スポーツ委員会に諮って県スポ協理事及び学識経験者から、1名以上4名以内の常任幹事を委嘱することができる。

### 第9条（幹事長の委嘱及び職務）

幹事長は、常任幹事の中から互選とし、県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を得て、県スポ協生涯スポーツ委員長が委嘱する。

- 2 幹事長は、県協議会を代表し、業務を統括する。

### 第10条（副幹事長の委嘱及び職務）

副幹事長は、常任幹事の中から互選とし、県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を得て、県スポ協生涯スポーツ委員長が委嘱する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

### 第11条（任期）

役員任期は、2年とする。選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当該年度最初の県スポ協生涯スポーツ委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員任期は他の役員残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、第6条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまではその権利義務を有する。

### 第12条（定年制）

幹事長及び副幹事長は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

### 第13条（解任）

幹事長、副幹事長、常任幹事及び委員が次の各号の一に該当するときは、本会生涯スポーツ委員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

## 第5章 総会

### 第14条（構成）

総会は、第6条に定める役員をもって構成する。

### 第15条（権限）

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告、決算、その他県協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項
- (2) その他、県協議会の諸規程において総会による決議が必要とされた事項

### 第16条（開催）

総会は、毎年1回以上開催する。

### 第17条（招集）

総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 前項のほか第20条に定める常任幹事会が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

### 第18条（出席）

総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一の目的事項について再度招集したときはこの限りではない。

- 2 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する登録クラブの役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。

### 第19条（決議）

総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

- 2 前項の規程にかかわらず、その他本規程で定められた事項を決議する際には、当該事項に関わる規定に準ずる。
- 3 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。

## 第6章 常任幹事会

### 第20条（構成）

常任幹事会は、第6条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。

### 第21条（権限）

常任幹事会は、次の職務を行う。

- (1) 事業計画、予算の決定
- (2) 県協議会の業務執行の決定
- (3) 常任幹事の職務執行の監督
- (4) 専門部会の設置
- (5) 専門部会の部会長及び部会員の選任・解任
- (6) その他、県協議会の諸規程において常任幹事会による決議が必要とされた事項

### 第22条（開催）

常任幹事会は原則として年に2回以上開催する。

### 第23条（招集）

常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

### 第24条（出席）

常任幹事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

- 2 構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。

### 第25条（決議）

常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

- 2 常任幹事会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する常任幹事会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって常任委員会の賛成決議に代えることができる。

## 第7章 専門部会

### 第26条（設置）

県協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。

### 第27条（構成）

専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。

- 2 専門部会の部会長及び部会員は、県協議会役員、県協議会の事業に関し、知識、経験及び熱意を



有する者のうちから、常任幹事会の承認を得て幹事長が委嘱する。

#### 第28条（任期）

専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当該年度最初の生涯スポーツ委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任期間とする。

#### 第29条（招集）

専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。

#### 第30条（細則）

本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。

### 第8章 会計

#### 第31条（会計）

県協議会の会計は、各種補助金、助成金、寄付金、登録料、事業に伴う収入、その他の収入をもって支弁し、県スポ協の会計処理規程の定めるところにより、処理する。

### 第9章 事務局

#### 第32条（事務局）

県協議会の事務は、県スポ協事務局において処理する。

#### 第33条（事務局に関する規程）

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、県スポ協の定めるところによる。

### 第10章 改定

#### 第34条（改定）

本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則2 令和4年度の登録が完了し本規程による役員が置かれるまでは、令和3年度の役員を県協議会の役員とする。会長は幹事長、副会長は副幹事長、常任委員は常任幹事、委員は委員とする。

公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会  
登録規程（案）

第1条（総則）

本規程は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会基本規程（以下「基本規程」という。）第5条第2項に基づき、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。

第2条（目的）

登録は、基本規程第2条にのっとり、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が県協議会に加入することを目的として行うものとする。

第3条（登録申請）

登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したのもをもって、県協議会へ総合型クラブ単位で申請する。

第4条（登録審査）

県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

2 登録審査については、別に定める。

第5条（登録認定）

県協議会は、前条に定める登録審査において県協議会が別に定める登録基準を具備していると認められる総合型クラブを登録総合型クラブ（以下「登録クラブ」という。）として認定する。

2 登録認定については、別に定める。

第6条（有効期間）

登録の有効期間は、当該年度の11月1日から1年間とする。

第7条（登録更新審査）

登録は、年度ごとにこれを更新する。

2 登録更新審査については別に定める。

第8条（権利）

登録クラブは、次の権利を有する。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際の条件等は、公益財団法人日本スポーツ協会SCマークの使用に関する規程のとおりとする。

第9条（遵守事項）

登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 規約・会則・定款等（以下「規約等」という。）が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営すること。
- (2) 事業計画・予算、事業報告・決算を、意思決定機関で議決すること。

- (3) 登録審査手続において、虚偽の申告や不正な手段を用いないこと。
- (4) 関係法令を遵守し、かつ必要となる諸規程等を整備した上で、それに基づき組織運営を行うこと。
- (5) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (6) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること。
- (7) 役職員等の関係者に公益財団法人岐阜県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）倫理規程第3条及び第4条に定める事項に準じて遵守させること。
- (8) 具体的業務運営の監督や運営権限と責任の明確化等が適切に図られるよう、県スポ協が定める県スポ協及び加盟団体における「倫理に関するガイドライン」にのっとり、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営を行うこと。

#### 第10条（登録料）

登録クラブは、県協議会が定める登録料として年間10,000円を納めるものとする。  
(うち、全国協議会に5,000円を納めるものとする)

#### 第11条（処分）

県協議会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。

2 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

#### 第12条（個人情報の扱い）

本規程に基づき県協議会が取得した個人情報の取扱いにあたっては、県スポ協の個人情報保護に関する要綱を遵守する。

#### 第13条（特記事項）

本規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、県協議会常任幹事会の議決を経て、別に定めることができる。

#### 第14条（改定）

本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、本規程に定める「登録クラブ」は、県協議会登録認定細則において令和5年3月末日までの間は、登録認定を予備登録することに鑑み、令和5年10月末日までの間は「予備登録クラブ」と読み替えることとする。

公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会  
登録基準細則（案）

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会登録規程第3条に基づき、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。

第2条（基本基準）

登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）登録基準細則第2条に準ずるものとする。

第3条（基本基準の適用範囲）

基本基準の適用範囲（運用ルール）は、全国協議会登録基準細則第3条に準ずるものとして、以下に定める。

<全国協議会が定める必ず満たすべき運用ルール>

全国協議会が定める基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 （世代区分） A) 未就学児 B) 小学生 C) 中学生 D) 高校生（～18歳） E) ～29歳 F) ～39歳 G) ～49歳 H) ～59歳 I) ～69歳 J) 70歳～
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成

		している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3
	④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。※4
(2) 運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の所在する市町村の住民である（又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である）。 ・非営利組織である。※6
(3) ガバナンスに関する基準	⑥規約等※5が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。

※1：定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として全国協議会が認める間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3：全国協議会が認める間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。

※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※5：規約・会則・定款等を指す。

※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

#### 第4条（改定）

本細則は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、公益財団法人岐阜県スポーツ協会生涯スポーツ委員会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。

公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会  
登録審査細則（案）

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会登録規程第4条に基づき、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。

第2条（登録審査委員会）

県協議会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。

第3条（登録審査委員会の構成）

登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員長は県協議会幹事長とし、以下に示す者の中からそれぞれ1名以上を委員として県協議会幹事長が委嘱する。

- (1) 公益財団法人岐阜県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）担当者
- (2) 県行政担当者
- (3) 県協議会役員

第4条（オブザーバー）

登録審査委員会委員長は、オブザーバーを定めることができる。

- 2 オブザーバーは、登録審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べることができる。
- 3 オブザーバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。

第5条（委員の任期）

登録審査委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。
- 3 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。

第6条（登録審査委員会の招集及び決議）

登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 登録審査委員会の議事は、出席した委員の合意により決議する。

第7条（登録審査方法）

登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

申請書類③. 規約・会則・定款等

申請書類④. 役員名簿

申請書類⑤. 総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. 総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要

申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要

申請書類⑨. スポーツ団体ガバナンスプラットフォーム（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

が発行する登録証写し（登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応）

3 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む1名以上が実施する。

#### 第8条（登録審査結果の報告と承認）

登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の6月末日までに別に定める様式により県協議会へ提出し、県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を受けるものとする。

#### 第9条（改定）

本細則は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会  
登録認定細則（案）

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会登録規程第5条に基づき、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。

第2条（登録認定リストの作成）

県協議会は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会登録審査細則第2条に定める登録審査委員会から提出をされた登録審査結果・登録更新審査結果を基に、別に定められた様式を用いて岐阜県総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。

第3条（登録認定リストの承認と提出）

県協議会は、前条で作成した登録認定リストを、県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を受けて、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に9月末日までに提出する。

第4条（登録料の收受及び認定証の発行）

県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。

- 2 県協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を12月末日までに全国協議会へ納付する。

第5条（改定）

本細則は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を受けて変更することができる。

- 附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。



公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会  
登録更新審査細則（案）

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会登録規程第7条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。

第2条（登録審査委員会）

登録更新審査は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会登録審査細則第2条に定める登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）において行う。

第3条（登録更新審査方法）

登録審査委員会は、登録更新審査として、書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2 登録更新審査は、年度ごとに行う。

3 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類③、④は変更がある場合のみ提出し、⑤、⑥、⑧は、登録審査委員会の判断で総合型クラブからの提出を省略することができる。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

申請書類③. 規約・会則・定款等

申請書類④. 役員名簿

申請書類⑤. 総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. 総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

申請書類⑨. スポーツ団体ガバナンスプラットフォーム（独立行政法人日本スポーツ振興センター）が発行する登録証写し（登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応）

4 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員1名以上が実施する。

第4条（登録更新審査結果の報告と承認）

登録審査委員会は、6月末日までに別に定める様式により県協議会に提出し、公益財団法人岐阜県スポーツ協会生涯スポーツ委員会の承認を受けるものとする。

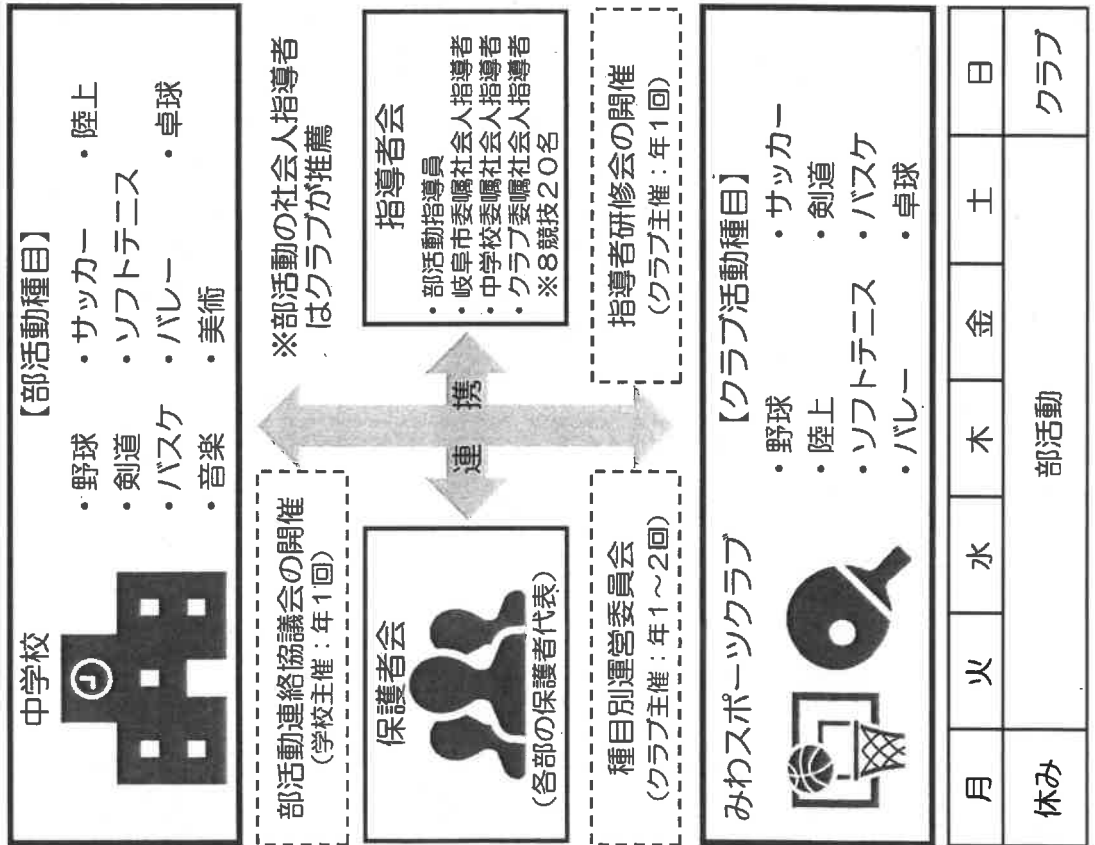
第5条（改定）

本細則は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

# 「保護者会」「指導者会」との連携 三輪中学校（岐阜市） × みわスポーツクラブ

学校の指導方針やクラブの活動方針について共通理解を図る場を設けるなど、各部の保護者会や社会人指導者と連携して運営にあたる。



## 部活動連携の経緯と開始時期

- ✓ 設立当初（H19）から部活動種目をクラブのプログラムに入れて活動。
- ✓ 中学生の活動は部活動を中心とし、クラブの活動は部活動の補助というスタンス。

## 指導者について

- ✓ 部顧問や保護者が協力して地域内で指導できる方を探してクラブに推薦。現在8競技20名がクラブ指導者として登録。
- ✓ 指導者謝金は1回500円。
- ※継続指導してもらえよう指導者謝金については現在検討中。

## 費用負担について

年会費	2,200円
スポーツ保険	800円
活動費	各種目で設定

## その他の特色

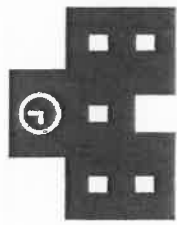
- ✓ クラブへの加入は任意だが、部活動とクラブ活動の参加者はほぼ同じ。
- ✓ スポーツ少年団をクラブ内に取り込み、ジュニア期の一貫指導体制を構築。
- ✓ スポ少にない種目も開設（ソフトテニス・卓球・剣道・バスケット）
- ✓ 中学校と協力して小6を対象に部活動体験会を開催。

「地域部活動」の取組事例

竹鼻中学校（羽島市）

× はしまなごみスポーツクラブ

スポーツ系部活動の全ての種目で休日の活動をすべてクラブが実施。（R3年度～完全実施）  
 国が進める休日部活動の段階的な地域移行「地域部活動」の取組事例。



学校



社会人コーチ



クラブ

運動部12部活動

- ・野球部
- ・サッカー部
- ・テニス部男女
- ・バスケットボール部男女
- ・バレーボール部男女
- ・陸上部
- ・卓球部
- ・剣道部
- ・柔道部

※クラブへの加入は「希望制」

部活動連携の経緯と開始時期

- ✓ 保護者や社会人コーチの意向を受け、中学校主導で休日のクラブ化を検討。
- ✓ R2年11月～移行期間としてスタート。R3年4月～完全実施。

指導者について

- ✓ 部活動の社会人コーチがクラブの指導者となり継続指導。  
 ※指導者謝金：1回1,000円
- ✓ 岐阜聖徳学園大学の学生が指導のサポート。（要請中）
- ✓ クラブの指導者登録をすれば、部顧問も休日指導が可能。

クラブ化後の費用負担

クラブ 入会金	2,000円	
クラブ スポーツ保険	800円	計 6,800円
クラブ 参加料（3ヵ月1,000円：12ヵ月分）	4,000円	
部活動 協力金		100円

※クラブ化前の費用負担：計5,800円

その他の特色

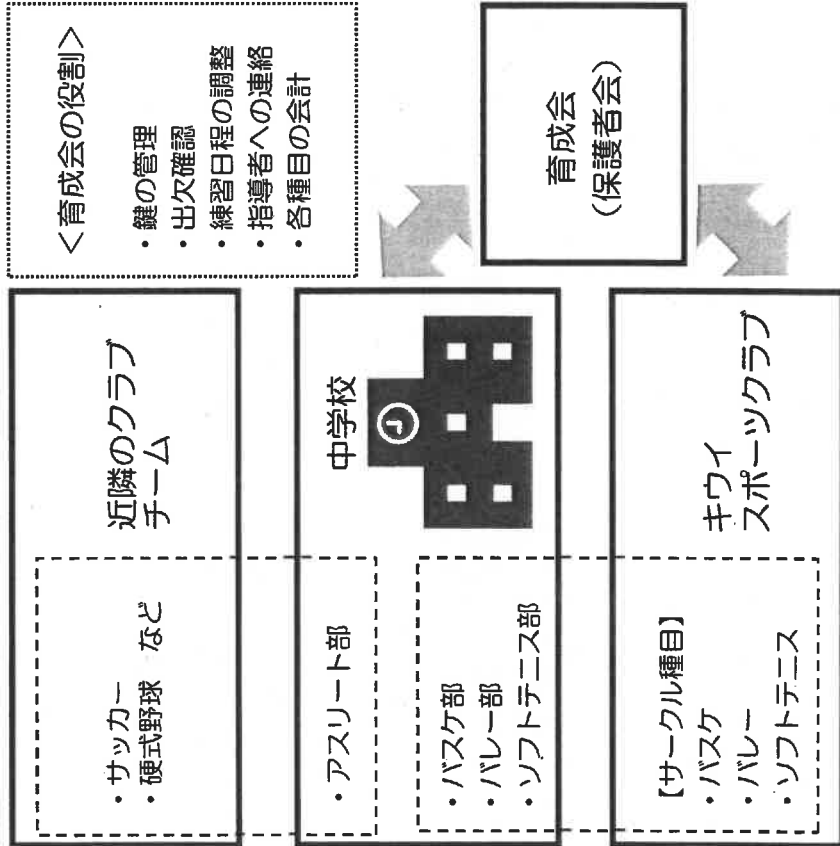
- ✓ 育成会と違い、保護者当番原則「なし」。
- ✓ 文化系の種目についても環境が整い次第クラブ化する。
- ✓ 中体連の大会には中学校で参加。練習試合等は休日であっても中学校部活動として活動可能。

月	火	水	木	金	土	日
部活動						クラブ

※5日間のうち1日以上休養日

# 育成会のサポートによる部活動連携 板取川中学校（関市） × NPO法人キウイスポーツクラブ

クラブ立ち上げ当初から育成会（保護者会）の協力のもと、部活動種目と連携した活動を実施



## 部活動連携の経緯と開始時期

- ✓ H11年～連携開始。生徒の要望をきっかけに保護者が立上げ。
- ✓ 部活動（学校）はチーム作り、クラブ活動は技術練習中心と  
いった役割分担をしてきた。

## 指導者について

- ✓ 保護者が指導者を探して依頼。保護者が指導者になるケースが多い。
- ✓ 指導者謝金という名目で各指導者への直接支払いはなし。  
※参加者の負担金を各種目へ振り分け、種目ごとで対応。

## 費用負担について

年会費（スポーツ保険込み）	1,200円
負担金（活動費）※年間	5,000円

## その他の特色

- ✓ クラブの理事（ジュニア担当）が窓口となり、学校や保護者との連携を図っている。
- ✓ ジュニアサークルも存在し、ジュニア期の一環指導が可能。
- ✓ クラブと保護者の代表で構成される育成会議を年2回開催。
- ✓ 毎年春に指導者の委嘱状交付式と指導者研修会を開催。
- ✓ バスケットボールの日曜日の活動は武芸川中と合同練習。

月	火	水	木	金	土	日
部 活						
クラブ						

※第3日曜は原則休み

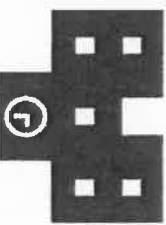
# 廃部となった種目をクラブで実施 白川中学校（白川町） × （一社）スポーツリンク白川

少子化の影響で廃部となった種目をクラブチームとして復活させ、選択できる種目数を確保すること、中学生の多様なニーズに対応。

中学校

【部活動種目】

- ・野球・バスケ男女
- ・剣道・女子バレー
- ・吹奏楽



【廃部になった種目】

- ・ソフトボール
- ・男子バレー



部活は「野球」クラブ活動は「ソフトボール」  
部活は「バスケ」クラブ活動は「男子バレー」という選択が可能。



（一社）スポーツリンク白川

野球	バスケットボール	女子バレー	吹奏楽	ソフトボール	男子バレー
	男子	バレー		バレー	

※白川町体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ（チャオ白川スポーツクラブ）が一つのスポーツ振興団体となり、平成29年3月設立。

月	火	水	木	金	土	日
部活	休み	部活	部活	部活	部活	部活
クラブ (週2回)						

※平日のクラブ活動は17:00~19:00（冬季は16:30~18:30）

部活動連携の経緯と開始時期

- ✓ H20年～連携開始
- ✓ 保護者クラブのような形で活動していたが、責任の所在が曖昧であった為、規約を作成しクラブが受け皿となった。

指導者について

- ✓ 各部の保護者会が推薦した指導者を学校とクラブが審査し、地域指導者として委嘱。毎年9月に委嘱状を交付。
- ✓ 指導者謝金は各部の保護者会に一任しており、クラブとしては関知していない。（保護者会が活動費を徴収しその中で対応）

費用負担について

年会費		1,000円
スポーツ保険	※町が全額負担	800円
活動費		各種目で設定

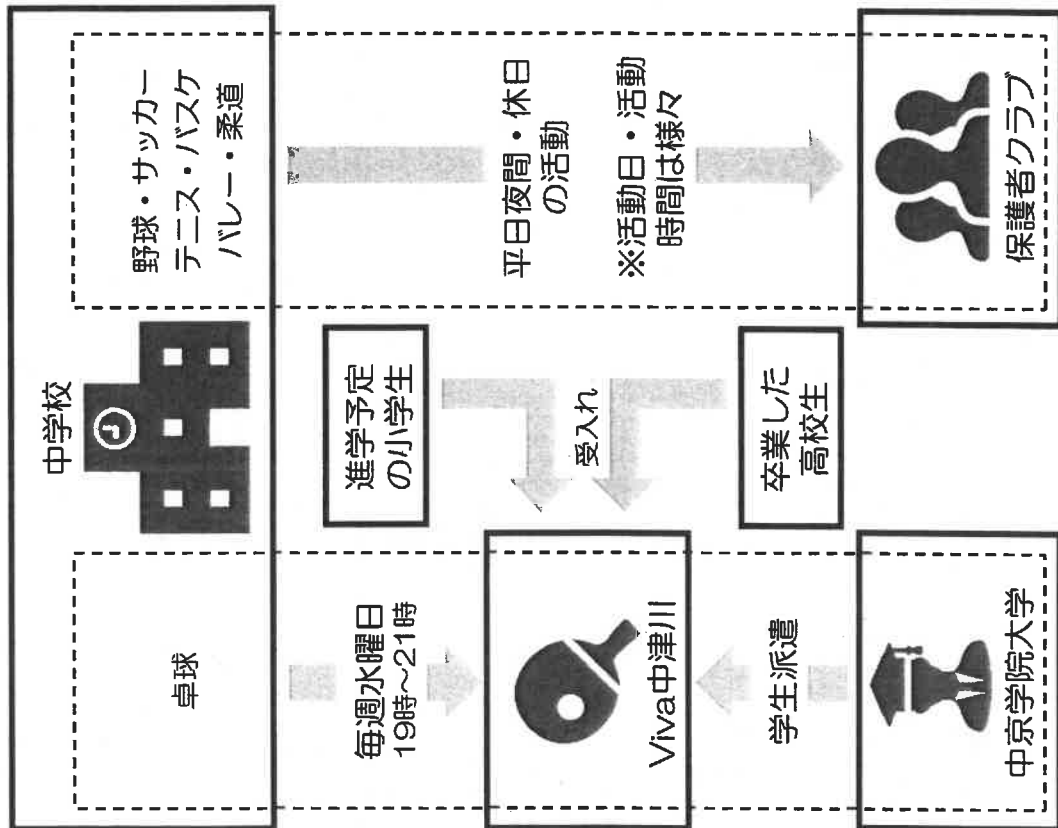
その他の特色

- ✓ 白川町立の他校（黒川中・佐見中）の生徒も参加可能。
- ✓ 部活動育成会を年2回開催し、部活動顧問、地域指導者、保護者会の3者が共通理解を図る場を設定。
- ✓ クラブ主催でソフトボールの交流大会等も実施。
- ✓ 白川中学校の生徒ほぼ全員がクラブ会員となりクラブの活動に参加。

# 大学との連携

## 第二中学校（中津川市） × （特非） Viva中津川

保護者クラブがない「卓球」の平日夜の活動をクラブが実施。地元大学と連携し、卓球部の学生が指導者としてクラブの活動に参加。



### 部活動連携の経緯と開始時期

- ✓ 部活動連携はH27年度からスタート。
- ✓ 「卓球」は保護者クラブがなく、Viva中津川が代わりに活動の場や指導者を提供するようになったのが契機。
- ✓ 現在は参加者がいないが中津川第一中学校の生徒も対象。

### 指導者について

- ✓ 平成28年度から中京学院大学卓球部の学生が指導。毎回2～3名が参加。※指導者謝金：1回2,000円（1回2時間）
- ✓ クラブスタッフ1～2名が運営サポートとして参加。

### 費用負担について

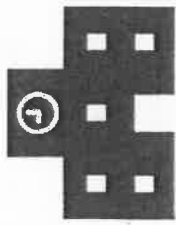
年会費	3,000円	計 27,800円
スポーツ保険	800円	
参加料（1ヵ月2,000円：12ヵ月分）	24,000円	

### その他の特色

- ✓ 進学予定の小学生や卒業した高校生も受け入れている。
- ✓ 保護者の負担は送迎以外「無し」
- ✓ 指導者である大学生が中学生の進路相談に乗るなど、世代間交流が生まれている。
- ✓ 競技性を求める場合は、大学が週2回開催している教室に通うこともできる。

# 体育（スポーツ）協会との連携 付知中学校（中津川市） × 認定NPO法人つけちスポーツクラブ


地元の体育協会・スポーツ少年団の事務局をクラブが担うことで連携強化を図り、指導者確保に繋がっている。

中学校 

【部活動種目】


- ・野球
- ・サッカー
- ・ソフトボール
- ・ソフトテニス
- ・陸上
- ・バスケ
- ・バレー
- ・卓球


※全ての部活動種目においてクラブ活動と連携


つけちスポーツクラブ 

【クラブ活動種目】

- ・野球
- ・サッカー
- ・ソフトボール
- ・ソフトテニス
- ・陸上
- ・バスケ
- ・バレー
- ・卓球

事務局業務 

指導者紹介 

指導者紹介 

地域のスポーツ団体  
(サークル・同好会 等)

月	火	水	木	金	土	日
部活動						
クラブ（週1～2回）						
クラブ						

※平日のクラブ活動は19:00～21:00

## 部活動連携の経緯と開始時期

- ✓ 平成17年度（クラブ設立当初）から部活動連携を実施。
- ✓ 市町村合併と週休2日制の導入に伴う教員の負担増を防ぐため、クラブを設立し法人格を取得。

## 指導者について

- ✓ 設立当初から体育協会や地域の人材を活かした指導者確保。
- ✓ 現在はクラブのOBやOGが指導者としてクラブの活動を支え、好循環が生まれている。中学生部門の指導者は約50名。
- ✓ クラブが指導者資格取得の支援を実施。
- ✓ クラブからの謝金はなく、ほぼボランティア。イベントや教室の開催に応じてクラブから各種目に活動費を交付。

## 費用負担について

年会費（家族会員）※保険料込み	10,000円
活動費	各種目で設定

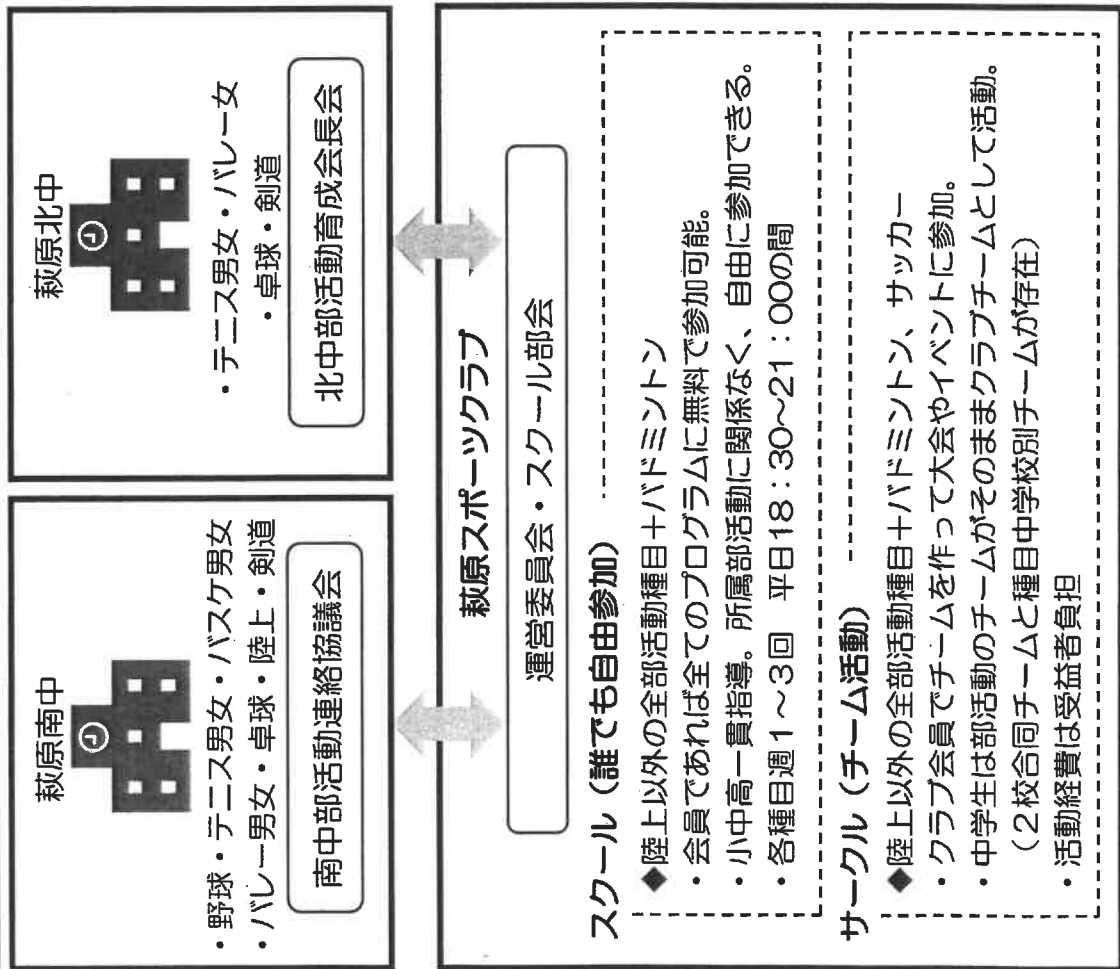
## その他の特色

- ✓ 平日部活動を指導する教員と夜間や休日や休日に指導するクラブ指導者のミーティングを年2回実施し練習方法や指導方針の統一を図る。
- ✓ 中学生のクラブ加入率はほぼ100%
- ✓ 体協とスポ少の付知支部の事務局をクラブが担っていることから体協・スポ少との連携が強い。

複数校との連携事例

萩原南・北中学校（下呂市） × NPO法人萩原スポーツクラブ

複数校の生徒がクラブのスクールに参加して合同練習。部活動にない種目も実施。



部活動連携の経緯と開始時期

- ✓ H15年のクラブ設立時から部活動連携事業スタート。
- ✓ 小中学生の学校時間外（夜間・休日）のスポーツ活動対応はクラブ設立目的の一つ。

スクール指導者について

- ✓ クラブの指導者が運営・指導を行う。  
※部活動の社会人コーチ(外部指導者)と兼務者も在籍。
- ✓ 指導者謝礼（実費弁償）を年間の指導回数に応じて支給。

1回～9回	10回～19回	20回～29回	30回～
0円	3,000円	6,000円	10,000円

費用負担について

年会費(小中高)	5,000円
スポーツ保険	800円
<b>計 5,800円</b>	

※サークル（チーム活動）への参加者はチームごとに別途活動費が必要。

その他の特色

- ✓ 種目ごとの交流大会などをクラブ主催で開催している。
- ✓ 部活動顧問、社会人コーチ、各部保護者代表が参加する部活動連絡協議会へ参加し、クラブの活動について説明。
- ✓ 小学生と一緒に活動する種目もあり、一貫指導が可能。